



「給付つき税額控除」解説

生活経済政策研究所 専務理事 大門正彦

はじめに

近年、諸外国では、就労の促進や所得分配の強化等を目的とした、いわゆる給付つき税額控除の導入が進んでいます。給付つき税額控除導入は、児童の貧困の解消や低所得者の勤労の促進といった社会保障の観点と、課税ベースの拡大と所得再分配の強化という租税政策の観点からメリットがあるとされています。

また、現在の所得控除は、実効税率の違いにより、結果として高所得者の負担軽減の方が低所得者よりも大きくなることから逆進性がある制度ですが、税額控除にすることで低所得者の負担軽減効果が高まり、給付つきであれば、さらに所得再分配が可能であることから、日本においても、『平成22年度税制改革大綱』（2009年12月22日公表）において、「所得控除から税額控除・給付つき税額控除・手当へ転換」を進めるとし、2011年6月30日にまとめられた「社会保障・税一体改革成案」においても、個人所得課税給付つき税額控除の検討と、消費課税の逆進性対策として給付などによる対応を優先するとしています。

給付つき税額控除の仕組み

給付つき税額控除とは、文字通り税額控除と社会保障給付が一体になった仕組みです。税額控除とは、納めるべき税金の内、一定額を控除するという事で、例えば税額控除額を年額5万円とした場合、税金を年額10万円納めている場合、10万円から控除される5万円を差し引いて5万円を納めればよいことになります。

しかし、例えばそもそも税金を3万円しか納めていない場合は、全額控除しても3万円にしかありませんから、せっかくの5万円の控除の恩恵を3万円分しか受けることしかできません。つまり、税額控除では、納税額が少ない場合や課税最低限以下の場合には恩恵が十分ではないことから、3万円しか控除されない場合に差額の2万円を給付して、公平にする仕組みが給付つき税額控除です。

(わが国のこれまでの所得税控除体系は主に「所得控除」で、「税額控除」に比べて収入の少ない者にはメリットが及びにくい仕組みになっています)

諸外国の状況

すでに欧米を中心に、10カ国以上で給付つき税額控除が導入されていますが、森信茂樹中央大学教授によれば、①勤労税額控除、②児童税額控除、③消費税逆進性対策控除の三つに大別されるそうです。

勤労税額控除は、主として低所得世帯の勤労意欲の促進を目的に、勤労所得のある世帯に対して勤労を条件に所得税額を控除し、税額が低くて控除しきれない場合は給付するという仕組みで、一定の所得に達するまでは、働けば働くほど手取額が増えるようになっていきます。

児童税額控除は、母子世帯への貧困対策や子育て家庭への経済支援を目的に、一般的に子どもの数に応じて所得税額控除額が決められ、税額が低くて控除しきれない場合は給付する仕組みです。日本

でいう扶養控除や子ども手当との棲み分けは国によって様々です。消費税逆進性対策税額控除は、消費税の逆進性を緩和することを目的に、カナダやシンガポールで導入されている給付つき税額控除で、所得に関わらず消費税の一定額を控除し、税額が低くて控除しきれない場合は給付するという仕組みです。ヨーロッパでは、消費税の逆進性を緩和するために、品目による軽減税率やゼロ税率を設けているのですが、それでは逆進性の緩和効果が少ないうえに、税務行政のコストがかかることから給付つき税額控除の方が望ましいという理解が広まりつつあります。

諸外国の導入例を比較すると、主な政策目的や具体的な制度設計は国によって相当違いがあることがわかります。また、多くの国で過誤や不正受給の問題に悩まされていますが、直近の2008年に導入した韓国では、導入にあたって、所得捕捉体制の強化や税務行政の拡充といったインフラ整備や不正受給に対する厳しいペナルティなどの対策が取られており、日本にとって参考になるかもしれません。

連合の考え方

連合は、2011年6月に「第3次税制改革基本大綱」を発表しましたが、その中で、「所得税の課税最低限の引き上げとあわせて給付つき税額控除を導入することで、所得の再分配機能を高める」ため、「所得税の勤労税額控除と低所得層に対する消費税の還付を新たに導入する」こととしています。

<具体的なイメージ>

勤労税額控除

給与収入65～200万円で社会保険料・雇用保険料を負担している雇用労働者(約1,500万人)に対し、社会保険料・雇用保険料(給与の約14%)の半額に相当する金額を所得税から控除する。給与収入200万円から徐々に減減し、250万円で消失する措置もあわせて講じる(対象者約600万人)。必要財源は、1.5～2兆円程度。

消費税税額控除

合計所得が課税最低限以下の人(4,000万人程度)に対し、扶養者数に応じて、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担相当分を定額で還付する。課税最低限の水準から徐々に減減し、消失する措置もあわせて講じる。必要財源は、消費税収の1割弱程度。

給付つき税額控除の論点

日本に給付つき税額控除を導入する場合、例えば、①税目は何か、②財源をどうするか、③どのように所得を把握するか、④執行機関をどうするか、⑤既存の税制や社会保障制度との整合性をどうするか、⑥個人単位か世帯単位か、⑦資産はどうするか、⑧不正受給をどうするか、⑨所得水準をどのように設定するか等、様々な論点が考えられます。

ワーキングプア対策と母子世帯の貧困対策では、仕組みが違って

諸外国における給付つき税額控除の導入事例

| 国 | 給付つき税額控除の名称 | 類型 | 相殺・給付等 | 通増・通減等 | 執行機関 | 納税者番号 |
|----------|--|-------------------|----------------------|---|--------------------------|-----------------|
| アメリカ | Earned Income Tax Credit (勤労所得税額控除) | 勤労型 | 所得税額と相殺し、残額を給付 | 通増あり 通減あり | 内国歳入庁 | 社会保障番号を活用 |
| | Child Tax Credit (児童税額控除) | 児童型 | 所得税額と相殺し、一定の場合に残額を給付 | 通増あり 通減あり | | |
| | Making Work Pay Tax Credit (MWP 税額控除) * 時限措置 | 勤労型 | 所得税額、社会保障税と相殺。給付なし | 通増あり 通減あり | | |
| イギリス | Working Tax Credit (就労税額控除) | 勤労型 | 全額給付 | 通増なし (WTCに就労時間の要件あり) WTCとCTCが一体的に通減 | 歳入関税庁 | 税務の一部に国民保険番号を活用 |
| | Child Tax Credit (児童税額控除) | 児童型 | 全額給付 | | | |
| ドイツ | Kindergeld (児童手当) * 児童手当と児童控除のいずれか一方のみ適用される | 児童型 | 全額給付 | 定 額 | 家族金庫が支給し、後に州の税務署が児童控除と清算 | 税務識別番号が2009年に導入 |
| フランス | Prime Pour l'Emploi (雇用のための手当) | 勤労型 | 所得税額と相殺し、残額を給付 | 通増あり 通減あり | 公共財政総局 | なし |
| オランダ | Employed Person's Tax Credit (被用者税額控除) | 勤労型 | 所得税額、社会保険料と相殺。給付なし | 通増あり 通減なし | 租税関税総局 | 市民サービス番号を活用 |
| スウェーデン | In-Work Tax Credit (就労税額控除) | 勤労型 | 地方の所得税額分を上限に相殺。給付なし | 通増あり 通減なし | スウェーデン 国税庁 | 個人識別番号を活用 |
| カナダ | GST Credit (GST クレジット) | 消費税 逆進性 対策型 | 全額給付 | 通増なし (単身者のみ通増あり) 通減あり | カナダ歳入庁 | 社会保障番号を活用 |
| | Canada Child Benefit (カナダ児童手当) | 児童型 | 全額給付 | 通増なし 通減あり | | |
| | Working Income Tax Benefit (就労所得手当) | 勤労型 | 所得税額と相殺し、残額を給付 | 通増なし 通減あり | | |
| ニュージーランド | Family Tax Credit (家族税額控除) | 児童型 | 所得税額と相殺し、残額を給付 | 通増なし (有子要件あり。IWTCに就労時間の要件あり) FTCとIWTCなどは一体的に通減 | 内国歳入庁 | 納税者番号 |
| | In-Work Tax Credit (就労税額控除) | 勤労型 | | | | |
| 韓 国 | 勤労奨励税制 | 勤労型 | 所得税額と相殺し、残額を給付 | 通増あり 通減あり (有子要件あり) | 国税庁 | 住民識別番号を活用 |

きますし、消費税逆進性対策は実際に導入している国は少ないという現状があります。正確な所得把握や不正防止のためには納税者番号制度の導入が有効ですが、これについては個人情報との関係でいろいろ異論もあるところです。執行機関をどうするかは、税と社会保障の仕組み全体の見直しの中で、給付つき税額控除をどう位置づけるかによって違ってきますが、国税庁には非課税世帯以下の低所得者の情報はありませんから、地方自治体との連携は不可欠です。個人単位の納税・労働収入と世帯単位の生活保障を組み合わせるわけですから、厚生労働省と国税庁で情報とノウハウをどのように共有あるいは一元化するかという問題もあります。

最大の問題は財源をどうするかです。連合案でも、勤労税額控除に1.5～2兆円、消費税額控除で消費税収の1割程度必要とされていますが、日本の財政状況や東日本大震災の復興財源問題もあるなかで、バラマキ批判に耐えて実施するとすれば、税収中立、さらには歳出も含めた財政中立の考え方が基本となりますが、税と社会保障制度全体の整合性を取るような制度設計は、そう簡単ではありません。

日本における給付つき税額控除の議論は始まったばかりですが、具体的な制度設計にあたっては、他国の経験をふまえて、さらに議論を深める必要がありますし、給付つき税額控除は税と社会保障制度全般に関わるだけに、そのメリットとデメリットを国民にわか

りやすく提示する必要があります。

本稿は、政府・与党、連合が相次いで言及している「給付つき税額控除」について、生活経済政策研究所・専務理事 大門正彦さんに寄稿していただいた。

便利です、「医療相談ダイヤル」
＝安心総合共済加入者への新サービス＝
24時間365日受付（無料）

- 医療機関案内
(夜間・旅先での最寄の医療機関を案内)
- 健康医療相談
(経験豊富な看護師が対応)
- 緊急医療相談
(救急専門医が突発の発病やケガにアドバイス)
- 予約制専門医相談
(専門医が応える予約制相談)

0120-585-700 におかけ下さい